

期間は
2/18 (月)
↓
3/15 (金)

忘れずに期限内の申告を

確定申告 市県民税申告

(問)税務課 ☎ (40) 2765

今年も申告相談の時期がやってきました。今回は、江田島支所と大柿分庁舎での相談期間が短くなっていますので、お間違えのないようご注意ください。

● 市内での申告相談日程

▶ 平日開催 (土・日は除きます)

相談会場	日時
市役所本庁2階	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時
江田島支所(保健センター)1階	2月18日(月)～3月8日(金) 午前9時～午後5時
大柿分庁舎4階	2月25日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時
沖美支所1階	2月18日(月)～2月22日(金) 午前9時～午後5時
三高支所2階	3月11日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時
切串公民館3階(出張申告相談)	3月5日(火) 午前9時～午後4時

▶ 休日・夜間開催

相談会場	日時
本庁2階(休日申告相談)	2月24日(日) 午前9時～午後5時
本庁2階(夜間申告相談)	3月6日(水)～3月8日(金) 午後5時～8時

● 広島市内での確定申告相談日程 (税務署主催)

相談会場	日時
基町クレド・パセーラ11階 NTTクレドホール (広島市中区)	2月14日(木)～3月15日(金) 午前9時～午後4時

※2月14日(木)・15日(金)は還付申告のみの受け付けです。
※休日申告は、2月24日(日)・3月3日(日)に限り受け付けます。
※申告期間中、広島南税務署には相談会場を設けていません。

相談の際は 事前に準備をしましょう

- 医療費控除・住宅借入金等特別控除(新規)を受ける場合は、それぞれ医療費明細書(封筒)、住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作っておいてください。
 - 事業所得者は、収支内訳書を作っておいてください。
- ※事前準備のできている方を優先して受け付けることがありますので、ご了承ください。

申告に必要なもの

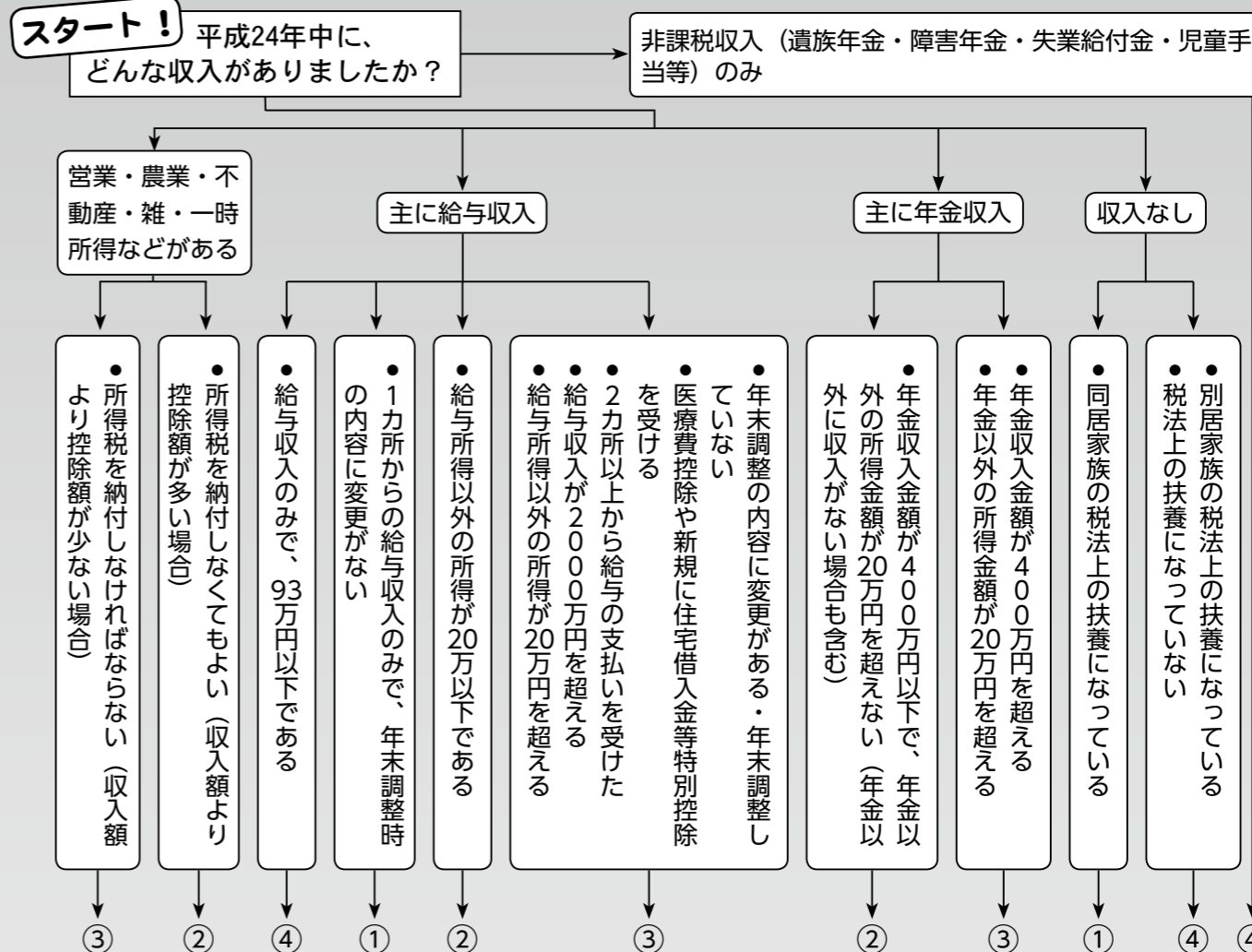
- 印鑑
 - 収入金額が分かるもの(源泉徴収票や支払調書・帳簿など)
 - 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金などの支払いを証明する書類
 - 雑損控除・医療費控除を受けようとする人は、その領収書や保険などで補てんされた金額が分かるもの
 - 障害者控除を受けようとする人は、身体障害者手帳や戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ※精神や身体に障害があり、要介護2以上の認定を受けている課税対象となる高齢者は、申告すると障害者控除を受けられる場合があります。詳しくは、地域包括支援センター☎(40)3571へお問い合わせください。



チェックしてみましょう

あなたは申告が必要ですか？

次の案内図(質問)に答えていき、申告の必要があると判定された場合は、早めに申告を済ませましょう。



判定結果	申告区分
①	市県民税の申告や確定申告は必要ありません。
②	市県民税の申告を行う必要があります(確定申告する場合は、市県民税の申告は不要)。
③	所得税の確定申告を行う必要があります。
④	国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置、国民年金保険料の申請免除等を受ける場合や、所得証明書が必要な場合は市県民税の申告が必要です。 確定申告期間中は大変込み合います。確定申告期間終了後、4月中旬までに本庁または各支所で申告されることをお勧めします。

※所得税の還付を受けたい場合は、確定申告が必要です。

※上の案内図は一例です。詳しくは、税務課市民税係へお問い合わせください。

軽減判定に必要です 市県民税申告を忘れずに

問国民健康保険………税務課☎(40)2765
後期高齢者医療制度…保健医療課☎(40)3247

国民健康保険・後期高齢者医療制度(対象者は原則75歳以上)は、被保険者と世帯主の合計所得で保険料(料)の軽減などを判定します。

確定申告していない・公的年金を受給していないなど、市で収入が把握できない人は、市県民税の申告をしてください。特に遺族・障害年金を受給している人や収入がない人(上記案内図の判定結果④になった人)は、忘れないようご注意ください。詳しくは、税務課か保健医療課へ。